

相続税の配偶者の税額軽減制度

相続税の配偶者の税額軽減制度

1. 制度の概要

相続税の配偶者の税額軽減とは、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際にもらった正味の遺産額が、つぎの金額のどちらか多い金額まで配偶者が遺産をもらっても相続税がかからないという制度です。

- (1) 1億6,000万円
- (2) 配偶者の法定相続分相当額

配偶者の税額軽減は、配偶者が遺産分割などで実際にもらった財産を基に計算されることになっています。

<税額軽減額の算式>

$$\text{税額軽減額} = \text{相続税の税額} \times \frac{\text{次のA・Bのうちいずれか少ない金額}}{\text{課税価格の合計}}$$

A : 配偶者の法定相続分相当額

(法定相続分が1億6,000万円未満の場合は1億6,000万円)

B : 配偶者の実際の取得額

※この制度は、相続税の申告期限までに配偶者が遺産分割等で実際に取得した財産が対象になります。(未分割財産や仮装又は隠蔽されていた財産は、この制度の対象となる財産に含まれませんが、相続開始前3年以内に被相続人から贈与によって取得した財産で相続税の課税価額に加算されるものや生命保険金などの相続や遺贈により取得したものとみなされるものは含まれます。)

2. 配偶者の税額軽減を受けるための手続き

- (1) 税額軽減の明細を記載した相続税の申告書に戸籍謄本と遺言書の写しや遺産分割協議書の写しなど、配偶者がもらった財産がわかる書類を添えて提出します。
遺産分割協議書の写しには印鑑証明書を添える必要があります。
- (2) 申告書を提出する際に『申告期限後3年以内の分割見込書』を提出しておいた上で、相続税の申告後に行われた遺産分割に基づいて配偶者の税額軽減を受ける場合は遺産分割が成立した日の翌日から4ヶ月以内に更正の請求という手続きをする必要があります。

※配偶者の税額軽減制度は、配偶者が遺産分割などで実際にもらった財産を基に計算されるので、相続税の申告期限までに分割されていない財産は税額軽減の対象になりません。ただし、相続税の申告書に『申告期限後3年以内の分割見込書』を添付した上で、申告期限までに分割されなかった財産について申告期限から3年以内に分割したときは、更正の請求をすることによって税額軽減の適用を受けることができます。なお、相続税の申告期限から3年を経過する日までに分割できないやむを得ない事情があり、税務署長の承認を受けた場合で、その事情がなくなった日の翌日から4ヶ月以内に更正の請求をした場合も、税額軽減の適用を受けることができます。

(担当：伊藤 正美)